

都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準

平成23年1月1日から施行  
令和元年10月1日：一部改正

水道法	東京都指定給水装置工事事業者規程		該 当 事 項	処分内容	
	第9条	関係条項			
25条の11 第1項第1号	1号	第5条第1号	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	取消し	
		第5条第2号	東京都指定給水装置工事事業者規程第5条第2号で定める機械器具を有しなくなったとき。		
			東京都指定給水装置工事事業者規程第5条第2号で定める機械器具を有しなくなり、文書注意等の措置を行ってもなお有しないとき。		
		第5条第3号イ	・水道法施行規則第20条の2に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		
		第5条第3号ロ	・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		
		第5条第3号ハ	・水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。		
		第5条第3号ニ	・指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。		
		第5条第3号ホ	第5条第3号ホ	・次に掲げる事由により、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	取消し又は停止
				① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	
				② 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	
③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。					
④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。					
⑤ その他の違反行為（主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）					
第5条第3号ヘ	第5条第3号ヘ	・法人であって、その役員のうち東京都指定給水装置工事事業者規程第5条第3号イからホまでに該当する者がいることが判明したとき。	取消し		
25条の11 第1項第2号	2号	第6条	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うに当たり支障があるとき。	取消し又は停止	
25条の11第 1項第3号	3号	第8条第1項	事業所の名称、所在地等の変更届を提出しないとき又は休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。		
25条の11 第1項第4号	4号	第12条第2号	・配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。		
		第12条第3号	・管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。		
		第12条第4号	・研修の機会の確保をしなかったとき。		
		第12条第5号イ	・水道法施行令第6条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。		
		第12条第5号ロ	・給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。		
		第12条第6号	・指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。		
25条の11第 1項第5号	5号	第13条	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	取消し又は停止	
25条の11第 1項第6号	6号	第14条	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。		
25条の11第 1項第7号	7号		施行した給水装置工事が、水道施設又は工業用水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。		
25条の11第 1項第8号	8号		不正の手段により指定を受けたとき。		取消し

\*処分内容については、各違反事実に係る最高処分を示している。